

E T Cカード特約（法人カード用） 改定箇所

(2024年4月改定)

改定前	改定後
<p>第8条（会員保障制度）</p> <p>3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p><u>(6) 前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</u></p> <p><u>(7) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</u></p> <p><u>(8) その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害</u></p> <p>第11条（退会）</p> <p>1. 会員がE T Cカードを退会する場合は、<u>所定の届出用紙</u>により当社に届け出るものとします。</p> <p>2. 使用者がE T Cカードを退会する場合は、<u>当社の届出用紙</u>により当社に届け出るものとします。</p>	<p>第8条（会員保障制度）</p> <p>3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p><u>(6) 会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合</u></p> <p><u>(7) 前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</u></p> <p><u>(8) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</u></p> <p><u>(9) その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害</u></p> <p>第11条（退会）</p> <p>1. 会員がE T Cカードを退会する場合は、<u>当社所定の方法</u>により当社に届け出るものとします。</p> <p>2. 使用者がE T Cカードを退会する場合は、<u>当社所定の方法</u>により当社に届け出るものとします。</p>

第12条（再発行）

1. ETCカードの再発行は、当社所定の届け出を提出していただき当社が適当と認めた場合に限り行います。

第12条（再発行）

1. ETCカードの再発行は、当社所定の方法で届け出を行い、当社が適当と認めた場合に限り行います。

ETCシステム利用規程等については、下記サイトからご確認ください。

ETCシステム利用規程



<https://www.go-etc.jp/kitei/kitei.html>

ETCシステム利用規程実施細則



<https://www.go-etc.jp/kitei/saisoku.html>